

令和3年第2回（6月）上越市議会定例会

総務常任委員会資料

案件番号	案 件 名	提 出 課	ページ
報告第2号	専決処分した事件の承認について(上越市市税条例及び上越市都市計画税条例の一部改正について)	税務課	1～10
議案第48号	上越市手数料条例の一部改正について	財政課	11～14
議案第49号	上越市市税条例等の一部改正について	税務課	15～31

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	報告第2号
提出課	税務課

専決処分した事件の承認について（上越市市税条例及び上越市都市計画税条例の一部改正について）

1 専決理由

令和3年度税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、一部が同年4月1日から施行されたことを受け、固定資産税に係る宅地等に係る負担調整措置を延長するなど、所要の改正を行ったもの

2 主な改正内容

(1) 第1条の規定による上越市市税条例の改正内容

- ア 軽自動車税環境性能割の税率の適用区分について、新たな令和12年度燃費基準に基づく区分に見直す。（第89条の4、附則第12条の2の3関係）
- イ 宅地等及び農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの固定資産税は、平成30年度から令和2年度までに適用された税額の特例を延長する。なお、宅地等及び農地に対して課する令和3年度分の固定資産税にあつては、令和2年度分の固定資産税の課税標準額に据え置くものとする。（附則第10条、附則第11条関係）
- ウ 令和3年度から令和5年度までの固定資産税の課税標準の特例（宅地等で当該年度における用途が前年度の用途と異なるものについて固定資産税の負担調整措置を適用する場合の課税標準額の算定方式）は、平成30年度から令和2年度までに適用された課税標準の特例を継続する。（附則第10条の2関係）
- エ 軽自動車税環境性能割に関し、税率1%分を臨時的に軽減する適用期間を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。（附則第12条の2の2関係）

(2) 第2条の規定による上越市都市計画税条例の改正内容

- ア 宅地等及び農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの都市計画税は、平成30年度から令和2年度までに適用された税額の特例を延長する。なお、宅地等及び農地に対して課する令和3年度分の都市計画税にあつては、令和2年度分の都市計画税の課税標準額に据え置くものとする。（附則第4項、附則第7項から第9項まで関係）
- イ 令和3年度から令和5年度までの都市計画税の課税標準の特例（宅地等で当該年度における用途が前年度の用途と異なるものについて都市計画税の負担調整措置を適用する場合の課税標準額の算定方式）は、平成30年度から令和2年度までに適用された課税標準の特例を継続する。（附則第14項関係）

3 施行期日

令和3年4月1日

4 上越市市税条例及び上越市都市計画税条例改正案新旧対照表

(1) 第1条の規定による上越市市税条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 後	改 正 前
<p>(環境性能割の税率)</p> <p>第89条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項又は<u>第5項</u>において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項又は<u>第5項</u>において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(土地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第9条 略</p> <p>(宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第10条 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(<u>令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額</u>) (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定</p>	<p>(環境性能割の税率)</p> <p>第89条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項_____において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項_____において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(土地に対して課する<u>平成30年度から令和2年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第9条 略</p> <p>(宅地等に対して課する<u>平成30年度から令和2年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第10条 宅地等に係る<u>平成30年度から令和2年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額_____ (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定</p>

改正後	改正前
<p>資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p> <p>（令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の課税標準の特例）</p> <p>第10条の2 <u>地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項</u>の規定に基づき、<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。</p> <p>（農地に対して課する<u>令和3年度から令和</u></p>	<p>資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>平成30年度から令和2年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>平成30年度から令和2年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p> <p>（平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の課税標準の特例）</p> <p>第10条の2 <u>地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項</u>の規定に基づき、<u>平成30年度から令和2年度まで</u>の各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。</p> <p>（農地に対して課する<u>平成30年度から令</u></p>

改正後	改正前
<p><u>5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第11条 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。<u>以下この項において同じ。</u>）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（<u>令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額</u>）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p>（表略）</p> <p>（特別土地保有税の課税の特例）</p> <p>第12条の2 附則第10条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第9条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の特別土地保有税については、第141条第1号及び第148条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第10条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第141条第2号中「不動産取得</p>	<p><u>和2年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第11条 農地に係る<u>平成30年度から令和2年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額_____）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額_____</p> <p>_____を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p>（表略）</p> <p>（特別土地保有税の課税の特例）</p> <p>第12条の2 附則第10条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第9条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する<u>平成30年度から令和2年度まで</u>の各年度分の特別土地保有税については、第141条第1号及び第148条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第10条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第141条第2号中「不動産取得</p>

改正後	改正前
<p>税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p>	<p>税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p>
<p>3～5 略</p>	<p>3～5 略</p>
<p>（軽自動車税の環境性能割の非課税）</p> <p>第12条の2の2 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（附則第12条の2の7第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第88条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>	<p>（軽自動車税の環境性能割の非課税）</p> <p>第12条の2の2 法第451条第1項第1号（同条第4項_____において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日_____までの間（附則第12条の2の7第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第88条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>
<p>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</p>	<p>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</p>
<p>第12条の2の3 略</p>	<p>第12条の2の3 略</p>
<p>2 新潟県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>	<p>2 新潟県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項_____において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項_____において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>
<p>3及び4 略</p>	<p>3及び4 略</p>

(2) 第2条の規定による上越市都市計画税条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>(宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>4 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(<u>令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額</u>) (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>5及び6 略</p> <p>7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た</p>	<p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>(宅地等に対して課する<u>平成30年度から令和2年度まで</u>の各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>4 宅地等に係る<u>平成30年度から令和2年度まで</u>の各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額_____ (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>5及び6 略</p> <p>7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>平成30年度から令和2年度まで</u>の各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た</p>

改正後	改正前
<p>額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>(農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>9 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。<u>以下この項において同じ。</u>)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <p>(表略)</p> <p>10～13 略</p>	<p>額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>平成30年度から令和2年度まで</u>の各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>(農地に対して課する<u>平成30年度から令和2年度まで</u>の各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>9 農地に係る<u>平成30年度から令和2年度まで</u>の各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額()に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額()を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <p>(表略)</p> <p>10～13 略</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(令和3年度から令和5年度まで の各年度分の都市計画税の課税標準の特例)</p> <p>14 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度まで の各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。</p> <p>15及び16 略</p>	<p>(平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の課税標準の特例)</p> <p>14 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。</p> <p>15及び16 略</p>

上越市市税条例及び上越市都市計画税条例の一部改正の主な概要

1 固定資産税・都市計画税関係

(1) 固定資産税・都市計画税（土地）の負担調整措置

（市税条例附則第 10 条、附則第 10 条の 2、附則第 11 条、都市計画税条例附則第 4 項、附則第 7 項から第 9 項まで、附則第 14 項関係）

ア 改正の概要

令和 3 年度から令和 5 年度までの間、宅地等及び農地の負担調整措置について、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。

その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、令和 3 年度に限り、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。

- イ 適用
- ・負担調整措置 令和 3 年度から令和 5 年度まで適用
 - ・税額据え置き措置 令和 3 年度に適用

2 軽自動車税関係

(1) 軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し

（市税条例第 89 条の 4、附則第 12 条の 2 の 3 関係）

ア 改正の概要

軽減された税率が適用される対象車の割合を現行と同水準としつつ、新たな令和 12 年度燃費基準の下で税率の適用区分を見直す。

- イ 適用 令和 5 年 3 月 31 日までに取得した乗用車（軽自動車）に適用

(2) 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

（市税条例附則第 12 条の 2 の 2 関係）

ア 改正の概要

令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に取得した自家用乗用車を対象とする軽自動車税環境性能割の税率を 1% 分軽減する臨時的軽減について、適用期限を 9 か月延長する。

- イ 適用 令和 3 年 12 月 31 日までに取得した自家用乗用車（軽自動車）に適用

【現行】

区分		税率	臨時的軽減
電気自動車 天然ガス自動車		非課税	非課税
ガソリン車 ハイブリッド車	令和2年度基準 +20%達成		
	令和2年度基準 +10%達成		
令和2年度基準 達成		1%	非課税
上記以外		2%	1%



【改正案】

区分		税率	臨時的軽減
電気自動車 天然ガス自動車		非課税	非課税
ガソリン車 ハイブリッド車	令和12年度基準 85%達成		
	令和12年度基準 75%達成		
令和12年度基準 60%達成		1%	非課税
上記以外 又は令和2年度基準未達成車		2%	1%

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第48号
提出課	財政課

上越市手数料条例の一部改正について

1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、地方公共団体情報システム機構が、個人番号カードの発行主体として明確に位置付けられ、当該カードの発行事務の手数料の額を定めることとなったことから、本市における当該カードに係る手数料の規定を削除するもの

2 改正内容

- (1) 個人番号カードの再交付手数料に係る規定を削る。(第2条関係)
- (2) その他文言を整備する。

3 施行期日

令和3年9月1日

4 上越市手数料条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改正案	改正前
(手数料の種類及び金額) 第2条 略 (1)～(10) 略 (削除) (11)～(21) 略 (22) 農地に関する証明手数料(第24号に掲げる手数料を徴収する場合を除く。) 1件につき350円 (23)～(95) 略 (96) 略 ア 第34号に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額 イ 第35号に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額 (97) 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定に係る申請手数料(次号及び第99号に掲げる手数料を徴収する場合を除く。) 1件につき、第95号の表の左欄に掲げる当該申	(手数料の種類及び金額) 第2条 略 (1)～(10) 略 (11) 個人番号カードの再交付手数料 1件につき800円 (12)～(22) 略 (23) 農地に関する証明手数料(第25号に掲げる手数料を徴収する場合を除く。) 1件につき350円 (24)～(96) 略 (97) 略 ア 第35号に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額 イ 第36号に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額 (98) 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定に係る申請手数料(次号及び第100号に掲げる手数料を徴収する場合を除く。) 1件につき、第96号の表の左欄に掲げる当該申

改 正 案	改 正 前
<p>請に係る建築物の区分に応じ、同表に定める額に2分の1を乗じて得た額を申請する戸数で除して得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。次号において「長期優良住宅変更認定手数料の額」という。）</p>	<p>請に係る建築物の区分に応じ、同表に定める額に2分の1を乗じて得た額を申請する戸数で除して得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。次号において「長期優良住宅変更認定手数料の額」という。）</p>
<p>(98) 略</p>	<p>(99) 略</p>
<p>ア <u>第34号</u>に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>	<p>ア <u>第35号</u>に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>
<p>イ <u>第35号</u>に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>	<p>イ <u>第36号</u>に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>
<p>(99)～(101) 略</p>	<p>(100)～(102) 略</p>
<p>(102) 略</p>	<p>(103) 略</p>
<p>ア <u>第34号</u>に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>	<p>ア <u>第35号</u>に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>
<p>イ <u>第35号</u>に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>	<p>イ <u>第36号</u>に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>
<p>(103) 略</p>	<p>(104) 略</p>
<p>ア 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第101号ア</u>に規定する場合 同号アに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p>	<p>ア 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第102号ア</u>に規定する場合 同号アに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p>
<p>イ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第101号イ</u>に規定する場合 同号イ(ア)から(ウ)までに規定する額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）を合算した額</p>	<p>イ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第102号イ</u>に規定する場合 同号イ(ア)から(ウ)までに規定する額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）を合算した額</p>
<p>(104) 略</p>	<p>(105) 略</p>
<p>ア <u>第34号</u>に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>	<p>ア <u>第35号</u>に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>
<p>イ <u>第35号</u>に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>	<p>イ <u>第36号</u>に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>
<p>(105)～(107) 略</p>	<p>(106)～(108) 略</p>
<p>(108) 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請手数料（<u>第110号</u>に</p>	<p>(109) 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請手数料（<u>第111号</u>に</p>

改正案	改正前
<p>掲げる手数料を徴収する場合を除く。)</p> <p>1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額（同号において「建築物エネルギー消費性能向上計画認定手数料の額」という。）</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(109) 略</p> <p>(110) 略</p> <p>ア 第34号に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p> <p>イ 第35号に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p> <p>(111) 略</p> <p>ア 床面積を増加しようとする場合 増加をしようとする床面積に応じて第108号又は前号と同じ方法で算出した額</p> <p>イ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する第108号アに規定する場合 同号アに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p> <p>ウ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する第108号イに規定する場合 同号イに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p> <p>エ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する第108号ウに規定する場合 同号ウに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p> <p>(112) 略</p> <p>ア 第34号に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p> <p>イ 第35号に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p> <p>(113)～(135) 略 (手数料の減免)</p>	<p>掲げる手数料を徴収する場合を除く。)</p> <p>1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額（同号において「建築物エネルギー消費性能向上計画認定手数料の額」という。）</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(110) 略</p> <p>(111) 略</p> <p>ア 第35号に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p> <p>イ 第36号に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p> <p>(112) 略</p> <p>ア 床面積を増加しようとする場合 増加をしようとする床面積に応じて第109号又は前号と同じ方法で算出した額</p> <p>イ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する第109号アに規定する場合 同号アに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p> <p>ウ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する第109号イに規定する場合 同号イに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p> <p>エ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する第109号ウに規定する場合 同号ウに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p> <p>(113) 略</p> <p>ア 第35号に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p> <p>イ 第36号に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p> <p>(114)～(136) 略 (手数料の減免)</p>

改 正 案	改 正 前
<p>第5条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア <u>第2条第105号</u>に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p> <p>イ <u>第2条第106号</u>に規定する計画変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p> <p>ウ <u>第2条第107号</u>に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定軽微変更該当証明書交付手数料</p> <p>エ <u>第2条第129号</u>に規定する定期検査手数料</p> <p>オ <u>第2条第130号</u>に規定する適正計量管理事業所計量管理検査手数料</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者が<u>第2条第26号</u>に規定する手数料を納付するとき。市長が必要と認める額</p> <p>3 略</p>	<p>第5条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア <u>第2条第106号</u>に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p> <p>イ <u>第2条第107号</u>に規定する計画変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p> <p>ウ <u>第2条第108号</u>に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定軽微変更該当証明書交付手数料</p> <p>エ <u>第2条第130号</u>に規定する定期検査手数料</p> <p>オ <u>第2条第131号</u>に規定する適正計量管理事業所計量管理検査手数料</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者が<u>第2条第27号</u>に規定する手数料を納付するとき。市長が必要と認める額</p> <p>3 略</p>

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第49号
提 出 課	税務課

上越市市税条例等の一部改正について

1 改正理由

令和3年度税制改正に伴う地方税法等の一部改正を受け、軽自動車税のグリーン化特例の一部及び個人市民税の住宅借入金等特別控除特例の適用期限を延長するほか、個人市民税の非課税判定に用いる扶養親族の範囲を見直すなど、所要の改正を行うもの

2 主な改正内容

(1) 第1条の規定による上越市市税条例の改正内容

- ア 個人市民税の均等割の非課税判定に用いる扶養親族の範囲を年齢16歳未満及び控除対象扶養親族に限定する。(第15条関係)
- イ 個人市民税の所得割の額からの控除に関し、特定公益増進法人等に対する寄附金のうち、出資に関する業務に充てられることが明らかなものを寄附金控除の適用対象から除外する。(第24条の2関係)
- ウ 個人市民税の扶養親族申告書に記載する扶養親族の範囲を年齢16歳未満に限定する。(第29条の3関係)
- エ 個人市民税の所得割の非課税判定に用いる扶養親族の範囲を年齢16歳未満及び控除対象扶養親族に限定する。(附則第3条の4関係)
- オ 固定資産税に関し、下方修正する土地価格の特例の適用期間を令和5年度分まで延長する。(附則第9条の2関係)
- カ 軽自動車税に関し、グリーン化特例を適用する対象車を限定した上で、特例期限を2年間延長する。(附則第12条の3関係)
- キ 個人市民税に関し、住宅借入金等特別控除の特例の適用対象となる住宅への入居期限を1年間延長する。(附則第28条関係)
- ク その他文言を整備する。

(2) 第2条の規定による上越市市税条例等の一部を改正する条例の改正内容

地方税法等の改正に伴い、条項の移動その他文言を整備する。(第45条、第46条、第47条の2関係)

(3) 第3条の規定による上越市都市計画税条例の改正内容

- ア 宅地等に対して課する都市計画税の課税の特例の適用期間を令和5年度分まで延長する。(附則第5項、附則第6項関係)
- イ 地方税法等の改正に伴い、条項の移動その他文言を整備する。(附則第2項、附則第13項関係)

3 施行期日

公布の日。ただし、次に掲げる改正は、それぞれ次に定める日から施行する。

- (1) 2(1)ア、ウ、エの改正 令和6年1月1日
- (2) 2(1)イの改正 令和4年1月1日

4 上越市市税条例等改正案新旧対照表

(1) 第1条の規定による上越市市税条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改正案	改正前
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び<u>控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。</u>)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭(第1号から第9号までに掲げるものについては、それぞれ県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するものに限る。)を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合には、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第22条第1項及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族_____の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭(第1号から第9号までに掲げるものについては、それぞれ県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するものに限る。)を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合には、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第22条第1項及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(_____当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄</p>

改正案	改正前
<p>附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。</u>）</p> <p>(4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの<u>及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。</u>）</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。</u>）</p> <p>(6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。</u>）</p> <p>(7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの<u>及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。</u>）</p> <p>(8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。</u>）</p> <p>(9) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び<u>出資に関する業務</u></p>	<p>附金（ _____ _____ 当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを<u>除く。</u> _____ 当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（ _____ _____ 当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（ _____ _____ 当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを<u>除く。</u> _____ 当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（ _____ _____ 当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(9) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び<u>次号に掲げる寄附</u></p>

改正案	改正前
<p>に充てられることが明らかなものを除く。)</p> <p>(10) 略</p> <p>2 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第29条の2 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第56条第3項において同じ。）により提供することができる。</u></p> <p>5 略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第29条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、<u>扶養親族（年齢16歳未満の者に限る。）</u>を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>金 _____ を除く。)</p> <p>(10) 略</p> <p>2 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第29条の2 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている _____ 場合には、法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法施行規則で定めるものをいう。次条第4項 _____ において同じ。）により提供することができる。</u></p> <p>5 略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第29条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、<u>扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）</u>を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

改 正 案	改 正 前
<p>2及び3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u></p> <p>5 略 (特別徴収税額)</p> <p>第55条 第53条の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p> <p>(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下この条、次条第2項及び第3項並びに第57条第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年に支払うべきことが確定した他の退職手当等で、既に支払がされたもの（次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について、第49条及び第50条の規定を適用して計算した税額</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略 (退職所得申告書)</p> <p>第56条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u> (追加)</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における第</p>	<p>2及び3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u></p> <p>5 略 (特別徴収税額)</p> <p>第55条 第53条の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p> <p>(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下本条、次条第2項及び_____第57条第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年に支払うべきことが確定した他の退職手当等で、既に支払がされたもの（次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について、第49条及び第50条の規定を適用して計算した税額</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略 (退職所得申告書)</p> <p>第56条 略</p> <p>2 略</p>

改正案	改正前
<p><u>2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。</u> (追加)</p> <p>附 則 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第3条の4 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第19条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族<u>(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)</u>の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第14条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第4条 平成30年度から<u>令和9年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第21条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2 法附則第15条第27項第1号イに規定</p>	<p>附 則 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第3条の4 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第19条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族_____の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第14条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第4条 平成30年度から<u>令和4年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第21条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2 法附則第15条第30項第1号イに規定</p>

改正案	改正前
<p>する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>3 <u>法附則第15条第27項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>4 <u>法附則第15条第27項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 <u>法附則第15条第27項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 <u>法附則第15条第27項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第27項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第27項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>9 <u>法附則第15条第27項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10 <u>法附則第15条第27項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>11 <u>法附則第15条第27項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>12 <u>法附則第15条第34項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>3 <u>法附則第15条第30項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>4 <u>法附則第15条第30項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 <u>法附則第15条第30項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 <u>法附則第15条第30項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第30項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第30項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>9 <u>法附則第15条第30項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10 <u>法附則第15条第30項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>11 <u>法附則第15条第30項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>12 <u>法附則第15条第38項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p style="text-align: right;">(削除)</p>	<p><u>13 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、零とする。</u></p>
<p><u>13及び14</u> 略</p> <p>(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)</p> <p>第9条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該地域に所在する土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著し</p>	<p><u>14及び15</u> 略</p> <p>(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)</p> <p>第9条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該地域に所在する土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著し</p>

改正案	改正前
<p>く均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準は、第68条の規定にかかわらず、<u>令和4年度分又は令和5年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地</u>であって、<u>令和5年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第68条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額</p>	<p>く均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準は、第68条の規定にかかわらず、<u>令和元年度分又は令和2年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地</u>であって、<u>令和2年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第68条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額</p>

改正案

(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4及び5 略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第12条の3 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第90条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表 略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第90条の規定の適用については、

_____,当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表 略)

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち三輪以上のものに対する第90条の規定の適用については、

改正前

(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4及び5 略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第12条の3 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第90条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表 略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車

が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表 略)

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち三輪以上のものに対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令

改 正 案	改 正 前
<p>_____、当該ガソリン軽自動車 が令和2年4月1日から令和3年3月 31日までの間に初回車両番号指定を受け た場合には令和3年度分の軽自動車税の種 別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ れ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(表 略)</p> <p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号 に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上 のもの（前項の規定の適用を受けるものを 除く。）に対する第90条の規定の適用に ついては_____</p> <p>_____、当該ガソリン軽自動車 が令和2年4月1日から令和3年3月31日 までの間に初回車両番号指定を受けた場合に は令和3年度分の軽自動車税の種別割に限 り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の 右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(表 略)</p> <p>5 略</p> <p>6 法附則第30条第2項第1号及び第2号 に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗 用のものを除く。）に対する第90条の規 定の適用については、当該軽自動車 が令和3年4月1日から令和4年3月31日 までの間に初回車両番号指定を受けた場合に は令和4年度分の軽自動車税の種別割に限 り、当該軽自動車 が令和4年4月1日から令和5年3月31日 までの間に初回車両番号指定を受けた場合に は令和5年度分の軽自動車税の種別割に限 り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規 定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ れ同表の右欄に掲げる字句とする。 (追加)</p> <p>7 法附則第30条第7項の規定の適用を受 ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用 の乗用のものに限る。）に対する第90条</p>	<p>和2年3月31日までの間に初回車両番号 指定を受けた場合には令和2年度分の軽自 動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自 動車が令和2年4月1日から令和3年3月 31日までの間に初回車両番号指定を受け た場合には令和3年度分の軽自動車税の種 別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ れ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(表 略)</p> <p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号 に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上 のもの（前項の規定の適用を受けるものを 除く。）に対する第90条の規定の適用に ついては、<u>当該ガソリン軽自動車 が平成31年4月1日から令和2年3月31日 までの間に初回車両番号指定を受けた場合に は令和2年度分の軽自動車税の種別割に限 り、当該ガソリン軽自動車 が令和2年4月1日から令和3年3月31日 までの間に初回車両番号指定を受けた場合に は令和3年度分の軽自動車税の種別割に限 り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の 右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>(表 略)</p> <p>5 略</p>

改 正 案	改 正 前
<p>の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(追加)</p> <p>8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(追加)</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第12条の3の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の3の2第1項の規定の</p>	<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第12条の3の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第28条 略</p>

改 正 案	改 正 前
<p>適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</p> <p>(追加)</p>	

(2) 第2条の規定による上越市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>第2条 上越市市税条例等の一部を次のように改正する。</p> <p>略</p> <p>第45条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に</p>	<p>第2条 上越市市税条例等の一部を次のように改正する。</p> <p>略</p> <p>第45条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に</p>

改正案	改正前
<p>改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「<u>第321条の8第60項</u>」に、「同条第42項」を「<u>同条第60項</u>」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「<u>第321条の8第69項</u>」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。</p> <p>第46条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「第48条の15の5第4項」</p>	<p>改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「<u>第321条の8第52項</u>」に、「同条第42項」を「<u>同条第52項</u>」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「<u>第321条の8第61項</u>」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。</p> <p>第46条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に</p>

改 正 案	改 正 前
<p>を「<u>第48条の15の4第4項</u>」に改める。</p> <p><u>第47条の2第3項中「第48条の15の5第4項</u>」を「<u>第48条の15の4第4項</u>」に改め、同条第4項から第6項までを削る。</p> <p>略</p> <p>附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。</p> <p><u>附則第3条の3第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。</u> (追加)</p>	<p style="text-align: right;">改める。</p> <p><u>第47条の2第4項</u></p> <p>から第6項までを削る。</p> <p>略</p> <p>附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。</p>

(3) 第3条の規定による上越市都市計画税条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略</p> <p>(<u>法附則第15条第34項</u>の条例で定める割合)</p> <p>2 <u>法附則第15条第34項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>3 略</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>4 略</p> <p>5 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u> <u>の</u>宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略</p> <p>(<u>法附則第15条第38項</u>の条例で定める割合)</p> <p>2 <u>法附則第15条第38項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>3 略</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>4 略</p> <p>5 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分</u>の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超</p>

改 正 案	改 正 前
<p>える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>6 附則第4項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分_____の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第4項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>7～9 略</p> <p>（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）</p> <p>10～12 略</p> <p>13 法附則第15条第1項、<u>第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、</u>第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第27項から第30項まで」とあるのは「若しくは第27項から第30項まで又は附則第15条、第15条の3若しくは第63条」とする。</p> <p>14～16 略</p>	<p>える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>6 附則第4項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分</u>の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第4項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>7～9 略</p> <p>（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）</p> <p>10～12 略</p> <p>13 法附則第15条第1項、<u>第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、</u>第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第27項から第30項まで」とあるのは「若しくは第27項から第30項まで又は附則第15条、第15条の3若しくは第63条」とする。</p> <p>14～16 略</p>

上越市市税条例等の一部改正の主な概要

1 個人市民税関係

(1) 均等割及び所得割の非課税判定に用いる扶養親族の見直し

(市税条例第 15 条、附則第 3 条の 4 関係)

ア 改正の概要

均等割及び所得割の非課税判定に用いる扶養親族を、年齢 16 歳未満及び控除対象扶養親族に限定する。

ただし、30 歳以上 70 歳未満であっても、以下の要件のいずれかに該当する場合は、控除対象扶養親族とする。

【30 歳以上 70 歳未満であっても控除対象となる要件】

- ① 留学により国外居住者となった
- ② 障害者
- ③ 国内居住者から生活費又は教育費に充てるための支払いを 38 万円以上受けている

非課税判定に用いる扶養親族

	年齢区分	居住地	控除対象	非課税判定	
				改正前	改正後
扶養親族	16歳未満	-	×	○	→
	16歳以上 30歳未満	-	○		
	30歳以上 70歳未満	国内	○		
		国外	×		
	70歳以上	-	○		

イ 適用

令和 6 年度以降の個人市民税に適用

(2) 住宅借入金等特別控除の特例延長

(市税条例附則第 28 条関係)

ア 改正の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により一定の要件を満たせば入居期限を令和 3 年 12 月 31 日に延長する特例が 1 年間延長され、入居期限を令和 4 年 12 月 31 日とする。

【一定の要件】(①、②いずれも満たす必要がある)

- ①一定の期日までに契約が行われていること
 - ・注文住宅を新築する場合…令和3年9月末
 - ・分譲住宅・既存住宅を取得する場合及び増改築等をする場合…令和3年11月末
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響によって、注文住宅、分譲住宅、既存住宅又は増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと

イ 適用 令和4年度以降の個人市民税に適用

2 固定資産税・都市計画税関係

(1) 据置年度における土地価格の下落修正措置の延長

(市税条例附則第9条の2等関係)

ア 改正の概要

固定資産税及び都市計画税の土地の評価額について、据置年度においても地価が下落している場合、下落修正を行うことができる措置を延長する。

イ 適用 令和4年度及び令和5年度に適用

3 軽自動車税関係

(1) 軽自動車税グリーン化特例の臨時的軽減の延長

(市税条例附則第12条の3関係)

ア 改正の概要

一定の環境性能を有する環境負荷の小さな車両に対して軽課税率を適用させる特例を電気自動車等に限って2年間延長する。なお、ガソリン車等の適用は令和2年度末取得分までで終了となり、令和3年4月1日取得分からは軽減の適用対象外となる。

【現行】(令和3年3月31日取得分までで終了)		軽減内容	【改正後】
区分			内容
電気自動車 燃料電池車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車		税率概ね75%軽減 乗用軽四輪:2,700円 貨物軽四輪:1,300円	令和5年3月31日取得分まで 軽減適用を2年間延長
ガソリン車 ハイブリッド車	令和2年度基準 +30%達成	税率概ね50%軽減 乗用軽四輪:5,400円 貨物軽四輪:2,500円	
	令和2年度基準 +10%達成	税率概ね25%軽減 乗用軽四輪:8,100円 貨物軽四輪:3,800円	
			令和3年3月31日取得分まで 軽減適用終了 (令和3年4月1日以降の取得分 は適用対象外)

- イ 適用
- ・電気自動車等…令和5年3月31日までに取得した乗用車(軽自動車)に適用
 - ・ガソリン車等…令和3年3月31日までに取得した乗用車(軽自動車)に適用

※いずれも取得の翌年度のみ軽課税率の適用となる。